

林地開発許可をしようとするときの森林審議会の

意見に係る取扱いに関する検討について

神奈川県水源環境保全課

経緯

林地開発許可をしようとする際、森林審議会（以下、審議会とする。）へ諮問しなければならないとされているが、本県は平成 11 年度審議会の答申により、将来的に状況に応じて見直すことを付帯意見として、10ha 未満の案件は報告をもって諮問に変えることができることとしている（以下、諮問基準とする。）。

政令改正により令和 5 年 4 月から太陽光発電施設設置に関する林地開発許可制度の面積要件が、従来の 1.0ha を超えるものから 0.5ha を超えるものに規制が強化される予定となったことから、令和 4 年度の審議会において、古井戸会長より諮問基準の見直しについて検討が必要との意見があった。

検討結果

当県における、太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為件数は、少ない状況であり、太陽光発電施設以外を含めても林地開発許可地における災害発生が増加しているといった傾向は見られない。

また、太陽光発電施設設置に関する林地開発許可制度の面積要件の規制強化に加えて、当県の林地開発許可審査基準は、全国の太陽光発電施設設置箇所での災害発生状況を踏まえて規制が強化された国の技術的助言に基づき、令和 5 年 4 月 10 日付けで一部改正を行っている。

以上のことから、現行の諮問基準でも状況の変化に対応できていることから、諮問基準の変更は必ずしも必要ではないと考えられる。

ただし、今後も土木技術の発展や開発状況の変化がみられる際には、諮問基準に係る検討を行う必要があることから、諮問に関する事項を定めている神奈川県林地開発許可事務取扱要領において、諮問基準の将来的な見直しに係る文言を追加することとしたい。